

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月30日
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 章
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	(03) 5229-8700 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 総務グループ長 田中 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	(03) 5229-8700 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 総務グループ長 田中 俊治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年9月27日開催の第21期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2019年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
1株につき金13円
総額124,672,197円
- ロ 効力発生日
2019年9月30日

第2号議案 新設分割計画承認の件

今後さらに持続的な成長を実現していくために、グループ全体の経営資源の最適配分、経営スピードの加速化、並びに経営人材育成の早期化に取り組み、将来の中核事業となるような新たなビジネスの創出と育成を図るとともに、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレートガバナンスのさらなる向上を図ることが必要と考え、持株会社体制に移行するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

- イ 新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号、事業目的、並びに取締役及び監査役の員数の変更を行うものであります。
- ロ 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図るため、業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、笹見弘、市原康太郎、石上明子、高木章、小山長規、石上敦司、吉田勇、田中俊治、長山宏、田中伸一の10名を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、阿部嘉彦を選任するものであります。

第6号議案 当社子会社の取締役及び監査役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

第7号議案 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	62,467	236	0	(注)1	可決 99.6
第2号議案 新設分割計画承認の件	60,180	2,521	2	(注)2	可決 96.0
第3号議案 定款一部変更の件	60,151	2,550	2	(注)2	可決 95.9
第4号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
笹 晃弘	62,457	244	2		可決 99.6
市原 康太郎	62,421	280	2		可決 99.6
石上 明子	62,453	248	2		可決 99.6
高木 章	62,453	248	2		可決 99.6
小山 長規	62,423	278	2		可決 99.6
石上 敦司	62,443	258	2		可決 99.6
吉田 勇	62,457	244	2		可決 99.6
田中 俊治	62,444	257	2		可決 99.6
長山 宏	62,422	279	2		可決 99.6
田中 伸一	62,459	242	2		可決 99.6
第5号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
阿部 嘉彦	62,464	237	2		可決 99.6
第6号議案 当社子会社の取締役及び監査役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件	61,198	1,503	2	(注)2	可決 97.6
第7号議案 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件	61,185	1,516	2	(注)2	可決 97.6

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上